

北名古屋市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和8年2月25日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

8 北 保 第 1 7 号  
令和 8 年 2 月 3 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様  
北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 太 田 考 則  
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和8年1月15日付け8北監第2号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

## <保育課>

### 1 【指摘事項】

消耗品の管理において、作成した在庫確認表に記載された在庫数量と実際に保管する消耗品の数量とが一致していない園があった。また、管理する消耗品について在庫管理票の作成が一部されていない園があった。

### 2 【措置状況】

指摘事項については、在庫数を適正に管理するよう職員に徹底します。

### 3 【監査委員意見】

消耗品の管理にあたっては、物品を購入するための予算の原資が税金であることに鑑み、適正に実施する必要がある一方で、施設の特性上、運営に要する消耗品の品目は非常に多数となる。管理が著しく職員の負担にならないよう、管理の適正性を担保しつつ、効率的な手法について検討されたい。

### 4 【措置状況】

消耗品の在庫管理について、管理する担当者を決めて、定期的に在庫管理を行うことで適正性を図るとともに、より効率的な管理方法について検討します。